

介護・看護職員等として就職・再就職をお考えの方に！

武蔵野市

介護職・看護職 Reスタート支援金

のご案内

武蔵野市内で、介護・看護職員として
新たに就職する方・再就職する方を応援します。

15万円

資格等を有する
常勤職員

交付金額

5万円

・資格等を有しない常勤職員
・資格等を有する非常勤職員

※常勤は、週32時間以上または月128時間以上勤務とします。
※非常勤は、雇用保険に加入している者とします。（週20時間以上勤務。）

対象

いずれにも
該当すること

- ・武蔵野市内の介護施設等に就職し、継続して6か月以上の勤務が見込まれること
- ・就職した日から過去3か月以内に介護施設等に在籍していないこと
ただし、運営法人の都合による退職の場合は支給対象とします
- ・介護施設等の運営法人に直接雇用されていること
- ・過去に本支援金を受給していないこと

対象となる
介護施設等
・資格等

対象となる介護施設等		資格を有する者に該当する資格等
介護	居宅介護支援 訪問介護 訪問リハビリテーション 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション 看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 介護老人福祉施設 特定施設入居者生活介護 介護老人保健施設	介護福祉士、実務者研修修了者、初任者研修修了者、 社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、准看護師、 介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 相談支援専門員 次の資格は障害児通所のみ 保育士、児童指導員、公認心理師、臨床心理士、 臨床発達心理士
障害	居宅介護 就労系・生活介護 共同生活援助 施設入所支援 障害児通所 移動支援 計画相談	



申請方法など

申請・
支給方法

本人が就職日から150日以内に市へ申請（郵送または窓口へ直接提出）し、審査後、本人口座へ支給します。
ただし、勤務期間が6か月未満で特別な事情がなく退職した場合は返還していただきます。

提出物

申請書、資格証（写）、誓約書、履歴書、勤務先が発行する勤務証明書、通帳の写し
※申請様式はホームページにあります。



令和4年4月に制度を一部改正しました！

※次の変更点は、
令和4年4月1日以降に
入職した方が対象です。

①新たに支給対象となった資格

介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、相談支援専門員

（以下、障害児通所のみ）

公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士



②新たに支給対象となった介護施設等

居宅介護支援、移動支援、計画相談

④申請期間

就職した日から150日以内

※令和4年3月31日までに就職した方は、
就職した日から60日以内。



③資格等を有する非常勤職員 を5万円の対象とします。

非常勤職員とは、雇用保険に
加入している者とします。
（週20時間以上勤務。）

Q&A（一部抜粋）

※その他のQ&Aは市ホームページをご確認ください。



Q1 申請者が武蔵野市民でなくても対象となりますか。

A 対象となります。

Q2 資格取得見込の場合も資格等を有する者に該当しますか。

A 申請日時点で資格を有し、資格証の写しの提出が可能であれば該当するものとします。

Q3 市内の介護サービス事業所を実施している法人から、市内の介護サービスを実施している別法人に転職した場合は対象となりますか。

A 対象となりません。

ただし、事業所の廃止などの理由で退職した場合や退職後3か月以上経過してからの再就職の場合は対象となります。

申し込み

武蔵野市高齢者支援課 介護サービス担当 TEL 0422-60-1925
〒180-8777武蔵野市緑町2-2-28 高齢者支援課介護サービス担当宛

申請様式はHPをご覧ください。 http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_guide/koreisha/1029773.html



各種研修・介護の悩み相談
に関すること

武蔵野市地域包括ケア人材育成センター TEL 0422-20-3741

<https://m-machigurumi.jp/>

